あいち森と緑づくり市民団体による県有地緑化事業

令和６年度募集要領

第１　事業の趣旨

愛知県には、三河山間部の森林、名古屋圏を中心とする都市の緑、その中間に位置する里山林と、守るべき森と緑が多く存在していますが、近年、手入れ不足の森林の増加や、都市の緑の減少に伴う森や緑の持つ公益的機能の低下が危惧されています。

こうした状況の改善のためには、森や緑を「県民共有の財産」として明確に位置付け、県民、ＮＰＯ、行政などが協働、連携して森や緑の整備、保全に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。

県民参加緑づくり事業は、樹林地整備、植栽、ビオトープづくりなどの緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発について、「あいち森と緑づくり税」を財源とする「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金」を交付して支援しています。

この事業を活用し、県有地においてＮＰＯやボランティア団体など市民団体の皆様が行う企画提案を募集します。

第２　募集対象

以下の団体（以下「市民団体」という。）を対象とします。

・　ＮＰＯ、ボランティア団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、自治会、学校等（国立、県立の機関を除く。）

これらの団体については、次の事項を全て満たしていることが必要です。

１　愛知県内に活動の拠点を置き、団体構成員自ら活動を行う５人以上の団体（団体構成員は主として県内在住・在勤・在学の者）であること。

２　団体の設立目的、趣旨等を明記した規約を有すること。

３　代表者及び所在地が明らかなこと。

４　会計経理が明確なこと。

５　政治団体や宗教団体でないこと。

６　暴力団及びその関係者でないこと。

７　交付対象事業の公表に異議がないこと。

第３　事業の内容

１　募集する事業内容

募集する事業内容については別表１を、また事業の満たすべき条件については別表２を参考にしてください。

【別表１】

|  |
| --- |
| 募集する事業内容 |
| 県有地において県民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくりなどの緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発を実施する事業。  樹林地整備とは、対象とする樹林地全体の整備目標、整備計画を作成し、その計画に基づく既存樹林の間伐、下草刈り、枯損木や侵入竹の処理、苗木の育樹活動、散策路整備、管理柵の設置を行うものとする。 |

【別表２】

|  |
| --- |
| 事業の満たすべき条件 |
| ・営利を主たる目的としていないこと。  ・宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。  ・授業料、参加料、入場料等を徴収する場合には、料金が社会通念上低廉な額であること。  ・事業実施団体の構成員が自主的かつ主体的に取り組んでいること。  ・事業実施団体が交付目的に合致する活動実績や計画を有していること。  ・特定の団体・個人名を事業名等に付さないこと。  ・愛知県の「県有地」内※で実施すること。  ・参加者が延べ５０人以上であること。  ・特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動でないこと。  ・寄付行為等を行う、いわゆるチャリティーを目的とする事業でないこと。  ・森と緑づくり以外（国際交流、福祉、芸術文化等）に主眼が置かれている事業でないこと。  ・同一の事業について、国又は地方公共団体が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受けるものではないこと。  ・活動場所を管理する県有地管理者と事前に協議等を行い、了解が得られる見込みであること。 |

（※）「県有地」以外の公有地における同種事業については、活動場所の市役所等にて交付できる場合がありますので、詳細は市役所等にてお問い合わせください。

２　交付金の交付率

１０分の１０以内

３　交付額の上限

交付金交付額の総額は、１件当り３００万円を上限とします。

４　交付対象経費

企画提案された事業の実施に必要な経費（別表３のとおり）を対象とします。なお、下表によらない場合はご相談ください。

【別表３】交付対象経費一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　容 |
| 工事費 | 植栽基盤造成、土壌改良等、工事の施行にあたり高度な専門知識、技能や資格を必要とするもの、及び危険な作業をともなうこと等により、一般市民による施工が困難なものが対象 |
| 役務費 | 郵便料、宅配料、運送会社の資材運搬料、間伐した樹木等の処理費、活動の際の保険料等、一般市民により実施することが困難なものが対象 |
| 委託料 | イベント企画、イベント会場設営、事業実施のための測量・地質調査費等、一般市民により実施することが困難なものが対象 |
| 報償費 | 講演会、講習会等の講師に対する謝金  ただし、事業者となる市民団体等の会員やスタッフ、内部講師の謝金は対象外。また、高額と思われる謝金については県の基準を参考に査定。 |
| 旅費 | 電車の運賃等、活動のための交通費。 |
| 使用料 | 会場・会議室等の借上料。用具・用品・機器類の借上料。高速道路通行料。駐車場代。 |
| 需用費 | ・植栽材料費  ただし、１～２年草に係る費用は５０万円以下、かつ植栽材料費全体の１／２以下であること。（都市緑化の普及啓発効果が特に高い全国規模のイベント等に関連する事業の場合及び県内産花卉を100％使用する事業の場合、この限りではない。）  ・消耗品、資材、用具等の購入費  ただし、単価３万円を上限とする。（別途、樹林地整備の活動に関し県と覚書を締結した場合は単価１０万円が上限）  ・ガソリン等の燃料費  ・テキスト、プログラム、ポスター、チラシ等の印刷製本費  ・軍手・飲料水等の参加者へ提供する費用  ただし、参加者１人１回当り５００円を上限とする。 |
| ＜注意＞ | |
| １　上記の交付対象経費は、地方自治法施行規則第１５条の区分によります。 | |
| ２　次の経費については、交付対象外とします。 | |
| (1) 市民団体の日常的な運営費、人件費（講師謝金除く） | |
| (2) 交際費及び接待費（祝儀、花束、手土産等） | |
| (3) 賞金、賞品、記念品代等 | |
| (4) 通信費（電話、FAX、インターネット等） | |
| (5) 食糧費（弁当、食料） | |

５　交付金の支払い

交付金の支払いは、事業完了後の精算払とします。なお、精算にあたっては、領収書等支出を証明する関係資料が必要です。

ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、一部完了した部分について概算払により交付することが可能な場合があります。

６　実施期間

交付決定の日から令和７年２月２８日までとします。

ただし、３月中に事業を行う必要がある場合は、別途協議してください。

第４　応募の方法

１　提出書類

・様式第１　　　　交付申請書

・様式第１－１ｆ　事業計画書

・様式第１－２　　収支予算書

・様式第１－３　　実施設計書

・整備計画書

上記様式は、愛知県のウェブページ

(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/0000024409.html)からダウンロードできます。また、愛知県庁（公園緑地課）でもお受け取りいただけます。

２　記入方法

１に示す書類を記入する方法は、「書類作成の手引き」を参照してください。手引きは上記ウェブページからダウンロードできます。

３　提出場所・方法

以下の場所に持参又は郵送して下さい。

愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課 企画・都市緑化グループ

〒460-8501　名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6526（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

４　提出期限（郵送の場合は当日必着）

・令和６年４月から事業を開始したい場合

令和６年３月１５日（金）

・令和６年５月以降に事業を開始したい場合

１年間を通じて随時受付しますが、事業着手の３週間前までに提出してください。ただし、予算の都合により年度途中で募集を打ち切る場合があります。

第５　事業の選定

１　提出書類の審査

提出書類の審査を行い、事業を選定します。なお、審査に当たっては提案者に説明や資料の提出を求めることがあります。

２　決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、交付金の交付決定を取り消すことがあります。

1. 提出書類に虚偽の記載がある場合
2. 県有地の管理に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
3. その他、この募集要領、「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱」及び「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付実施要領」に違反した場合

※要綱等は、愛知県のウェブページ(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/0000024409.html)からダウンロードできます。

第６　問合せ先

愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課 企画・都市緑化グループ

〒460-8501　名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6526（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

第７　その他の留意事項

・　提出された書類は原則として返却はしません。

・　提出書類の作成に要する費用は、提案する市民団体が負担してください。

・　交付決定日より前に支出された事業経費は、交付の対象とはなりません。

* 本交付金事業は令和６年度予算の成立を前提としていることから、成立した

予算の内容に応じて事業内容等に変更が生じることがあります。